



資料編



1 まちづくり指標一覧

2 用語集

3 SDGs対応表

4 計画策定のあゆみ

5 計画審議会

6 池田町総合計画策定委員会



まちづくり指標一覧

未来

まちづくり指標	前回値	現状値	めざそう値
① 子どもも親も喜びを感じながら育つことができる支援			
1 安心してお産ができると思っている人の割合	43.3%	59.8%	80.0%
2 子育てをしていて、いらいらすることがよくある人の割合	80.4%	76.6%	70.0%
3 子育て中の人で、相談に行ける場がある人の割合	43.3%	47.7%	55.0%
② 子どもを安心して産み育てることができる環境づくり			
1 育児休業を取っている人の割合	17.2%	68.1%	80.0%
2 障がいのある子どもがいろいろな活動をするにあたって支援をしたことがある人の数	29.4%	39.4%	50.0%
3 子育て中で、医療費に関する負担感がないと思っている人の割合	62.5%	86.9%	95.0%
4 子どもの虐待に関する相談を受け、実際に関係機関が対応した件数	-	12件	15件
③ 充実した教育の提供			
1 朝ごはんを毎日食べている子ども(小中学生)の割合	96.5%	92.8%	95.0%
2 子どもの能力が活かせる教育ができていると思っている人の割合	39.6%	38.3%	45.0%
3 将来の夢につながる進路志望を持っている子ども(小中学生)の割合	58.5%	72.8%	85.0%
4 給食がおいしいと思っている子ども(小中学生)の割合	83.6%	89.3%	95.0%
④ 子どもが快適に教育を受けられる環境の整備			
1 困った時に学校の先生に相談しやすいと思っている子ども(小中学生)の割合	44.6%	77.2%	90.0%
2 子どもの悩みを先生が真剣に聞いていると思う親の割合	34.0%	47.9%	65.0%
3 家庭で子どもとモラルについて話し合っている人の割合	75.4%	58.9%	75.0%
4 池田町図書館・池田町総合体育館を利用している子ども(12歳以下)の数	図書館 27,000人 体育館 24,000人	図書館 30,902人 体育館 40,440人	図書館 27,800人 体育館 36,400人
⑤ 若者が池田町で暮らしたくなる取組の推進			
1 学校以外で楽しい活動ができていると思っている子ども(小中学生)の割合	91.6%	95.7%	100.0%
2 地元で働きたい場所があると思っている若者の割合	6.3%	27.9%	50.0%
3 ジュニアリーダーズクラブ登録者数	-	31人	35人

元 気

まちづくり指標	前回値	現状値	めざそう値
① いくつになっても元気に過ごすことができる支援			
1 介護について話し合っている人の割合	36.1%	40.5%	50.0%
2 施設がある行政区の数(グループホーム・デイサービス・ショートステイ)	9カ所	12カ所	15カ所
3 暮らしに何らかの不安を感じている高齢者の割合	56.9%	52.8%	45.0%
4 積極的に自分の趣味の活動をしたり、地域の活動に参加している高齢者の割合	54.2%	52.0%	60.0%
② 社会保障制度の安定した運営			
1 安心して生活できる支給額であると思っている高齢者の割合	19.2%	13.6%	25.0%
2 社会保障制度に関する相談者数	-	500件	800件
③ 障がいの有無に関わらず健やかに暮らせる支援			
1 就労継続支援事業所を通して一般就労をした人数	-	3人	4人
2 障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思っている割合	-	15.4%	27.0%
④ 多様な人々がそれぞれの立場を守って暮らせる取組の推進			
1 気軽に人と話し合える所を持っている人の割合	70.2%	67.6%	75.0%
2 地域の中で助け合おうという意識が高まっていると思う人の割合	37.0%	38.2%	45.0%
3 生活支援相談センターにおける相談件数	-	9件	15件
⑤ 住民全員がいきいきと健康に過ごせる暮らしの推進			
1 生活習慣病の人の割合	小中学生 13.6% 40歳以上 15.4%	小中学生 13.8% 40歳以上 12.6%	小中学生 40歳以上 ともに 10.0%
2 週に1回以上、健康によいことをしている人の割合	46.6%	52.0%	65.0%
3 池田町産の農作物を農協やスーパーで買えることを知っている人の割合	一般 88.4% 高齢者 93.5%	一般 91.5% 高齢者 92.2%	一般 高齢者 ともに 95.0%
4 特定健診受診率	-	35.5%	60.0%
⑥ 十分な医療を提供できる体制づくり			
1 送迎をしている病院の数	0院	0院	2院
2 かかりつけ医が時間外診療や往診をしていると思っている人の割合	38.8%	38.9%	45.0%
3 医者が患者の立場に立って親身に相談にのってくれていると思っている人の割合	58.1%	67.1%	80.0%
4 悩んでいる時に相談できる場所や人があると思っている人の割合	77.0%	72.6%	80.0%

まちづくり指標一覧

活 気

まちづくり指標	前回値	現状値	めざそう値
① 住民同士の交流と支え合いの活性化			
1 自治会活動が活発であると思っている人の割合	46.7%	51.0%	60.0%
2 地域の行事に積極的に参加していると思っている人の割合	39.7%	35.7%	40.0%
3 子どもに声掛けやあいさつをしている人の割合	73.8%	66.8%	75.0%
4 地区公民館の利用者数	150,026人	122,492人	132,200人
② まちづくりの交流拠点や交流機会の充実			
1 町民が参画しやすい環境にあると思っている人の割合	一般 23.0% 高齢者 28.1%	一般 24.9% 高齢者 21.4%	一般 30.0% 高齢者 30.0%
2 活動している NPO 法人の団体数	-	12団体	15団体
3 まちづくり拠点「霞溪舎」の利用人数	-	9,287人	10,000人
③ 町外の人々との交流や連携体制の充実			
1 池田町が西濃地域の中でにぎわいを生み出していると思う人の割合	-	35.9%	50.0%
2 池田町の観光の取組に満足している人の割合	-	10.8%	25.0%
3 観光入込客数	-	98万7千人	120万人
④ 住民が文化芸術やスポーツに親しむことができる環境づくり			
1 池田町に住み続ける理由として文化やスポーツが盛んと答える人の割合	-	10.9%	20.0%
2 図書館の利用者数	130,047人	131,343人	131,400人
3 体育館の利用者数	149,201人	215,835人	216,000人
4 公民館で活動している文化芸術やスポーツに関する団体数	212団体	250団体	260団体
⑤ 差別や偏見をなくしすべての住民の人権が尊重されるための取組の推進			
1 人権に関する相談会の開催数	-	7回	7回
2 審議会等における女性委員の比率	-	10.5%	30.0%
3 外国籍の定住人口の人数	-	484人	600人

快 適

まちづくり指標	前回値	現状値	めざそう値
① だれもが安心して暮らすことができる環境の整備			
1 犯罪発生件数	231件	93件	40件
2 犯罪に巻き込まれるこわい思いをしたことがある人の割合	15.6%	10.1%	5.0%
3 災害時に支援活動ができるボランティアの登録数	30人	22人	30人
4 災害が発生した時のための備品が整っているとと思っている人の割合	33.1%	45.5%	60.0%
② 住民がいきいきと楽しみながら働くための取組の推進			
1 認定農業者の人数	-	40人	45人
2 新規就農をした人数	-	8人	17人
3 町内従業員数	-	8,627人	8,500人
4 企業誘致により、新たに町内に設立した企業数	-	1社	3社
③ 自然や環境を大切に守るための取組の推進			
1 町内で自然とふれあえるところを知っている子ども(小中学生)の割合	77.7%	79.8%	85.0%
2 自然が豊かで、ほっとする場所へ行ったことのある人の割合	87.2%	86.2%	90.0%
3 地域で自然を楽しむ活動をしている回数(回/年)	7回	8回	10回
4 小・中学校で、自然環境を生かした教育をしている地域の人の割合	11.6%	23.2%	35.0%
④ 環境にやさしいごみの廃棄や再利用の促進			
1 ごみを持ち帰っている人の割合	86.8%	91.8%	95.0%
2 ごみ減量の取組をしている人の割合	71.3%	68.1%	75.0%
3 ごみの分別がわかっている人の割合	41.4%	84.4%	90.0%
⑤ 暮らしの利便性を向上する公共交通網づくり			
1 移動に困難を感じている人の割合	一般 20.8% 高齢者 28.8%	一般 20.4% 高齢者 17.6%	一般 15.0% 高齢者 10.0%
2 町内の交通手段が充実していると思う人の割合	28.3%	36.7%	50.0%
⑥ 安心して暮らせるための計画的な土地利用の推進			
1 住宅街や農地等が有効に利用されていると思っている人の割合	31.4%	31.7%	40.0%
2 遊休農地面積	-	2.5ha	2.0ha
⑦ 住民にも環境にもやさしい上下水道の整備			
1 水質検査の測定値	BOD 0.8mg/ℓ COD 2.3mg/ℓ	BOD 0.8mg/ℓ COD 1.6mg/ℓ	BOD 0.6mg/ℓ COD 1.4mg/ℓ
2 上水道普及率の向上	-	81.3%	95.0%
3 下水道普及率の向上	-	80.0%	90.0%

まちづくり指標一覧

経営

まちづくり指標	前回値	現状値	めざそう値
① 健全で住民から信頼される町政運営			
1 公共サービスを利用するのに困っている人の割合	44.2%	35.9%	25.0%
2 池田町当局は努力していると感じている住民の割合	36.4%	51.0%	65.0%
② 施設や財源の適切な管理			
1 税金がきちんと使われていると思っている人の割合	26.7%	45.7%	65.0%
2 実質公債費比率	12.5%	8.3%	7.5%
3 将来負担比率	97.2%	78.2%	55.0%
③ 住民に寄り添い共に歩むことができる町政運営			
1 町のホームページの閲覧回数(累計)	-	514,031回	550,000回
2 町民が自分の意見を言える場所があると思っている人の割合	一般 24.8% 高齢者 26.4%	一般 30.2% 高齢者 32.5%	一般 40.0% 高齢者 45.0%
④ 住民に向けた議会活動			
1 議員が池田町全体のことを考えて議員活動をしていると思っている人の割合	24.5%	37.7%	50.0%
2 議会運営の情報公開がきちんとされていると思っている人の割合	32.3%	49.2%	70.0%

あ行

生きる力 P46

国の定めている「学習指導要領」において、変化の激しいこれからの時代を生きる子どもたちに対して、身につけさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力。

インターンシップ P76

主に学生を対象として、特定の職での経験を積むために一定期間企業や組織において労働に従事すること。

か行

キャリア教育 P35

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。



クラウドファンディング P9

群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた語であり、インターネット上で、ある目的を達成するために資金調達を呼びかけ、それに対して賛同者が出資を行う仕組み。

健康寿命 P60

WHO (世界保健機構) によって提唱された指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常生活において心身ともに自立し、健康的に生活できる期間。

コミュニティ・スクール P49

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる仕組み。

さ行

財政力指数 P90

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

自主防災組織 P74

地域住民が協力して、自分たちの地域を自分たちで守るために立ち上げる組織。

人生100年時代 P8

人生100年時代構想ともいう。日本において100歳より長く生きる人が増えていることにより、その長い人生をより豊かなものにするために、幼児教育、小・中・高等学校教育、大学教育、社会人になってからの学びといった生涯にわたる学習と、若者から高齢者まですべての人々に活躍の場があり、すべての人が元気に安心して暮らせる社会づくりが重要であるとする考え方。

スクールカウンセラー …… P48

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スマート農業 …… P77

ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を推進している新たな農業のこと。

性的マイノリティ …… P72

性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう。同性に恋愛感情を抱く人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や性自認が少数派の人々の総称。

た行

多文化交流 …… P73

様々な文化的背景を持つ人々が、国籍や人種、言語、生活習慣等の垣根を超え、お互いの文化を知るために交流を図ること。

地域包括ケアシステム …… P52

高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備を目指したシステムのこと。

地産地消 …… P47

食の安心・安全を確保し、消費者と生産者の相互理解を深めることによって、地場産品の消費拡大や地域の食文化の伝承と形成を行うために、地域で生産された産物を地域で消費する取組。



地方創生 …… P6

東京一極集中を是正し、地方の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけ、将来にわたって日本全体の活力を上げるため、地域の成長力を確保し続けることを目的とした一連の政策。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、各地域の実情に即した取組を進めている。

超高齢社会 …… P8

人口に占める高齢者(65歳以上)の割合が21%を超える社会。

デマンド型乗合タクシー …… P83

既存のタクシー車両を使って、低運賃で決まった路線を運行したり、予約があった場合には、自宅まで迎えに行き送迎を行うサービス。主に自治体とタクシー業者が提携して事業を行うことが多く、サービスの形態はサービス提供者ごとに異なる。

は行

ハザードマップ P74

被害予測地図ともいう。自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所等の情報が示されている地図。



ふるさと納税 P9

ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられ、代わりに返礼品として自治体ごとの名産品等がもらえる仕組み。

プログラミング教育 P47

コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界にふれ、ICT(情報通信技術)に強い人材を育成するための教育。



防災士 P74

「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構により認証された者。



や行

遊休農地 P85

農業委員会が帳簿を元に管轄内の農地を確認し、耕作に使われておらず、また引き続き耕作の目的で使用されないと思込まれる農地のうち、農業を行うのに適していないと判断した農地。

ユニバーサルデザイン P57

年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくり等を行っていかうとする考え方。

わ行

ワーク・ライフ・バランス … P44

働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

ワークショップ … P20

元々は「工場」「作業場」等、共同で何かをつくる場所の意味。住民参加のまちづくり等では、参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案等をまとめる作業の手法のことを指す。



ワンストップサービス … P54

ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。特に行政においては、複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた行政手続きを一度にまとめて行えるようひとつの窓口統合することを指す。

英数字

5R … P81

ごみの発生回避（リフューズ：Refuse）、発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、修理（リペア：Repair）、再資源化（リサイクル：Recycle）の5つの環境対策のこと。

6次産業化 … P77

1次産業としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービス業等の事業を総合的かつ一体的に推進し、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。



ICT（情報通信技術） … P9

Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのことを指す。

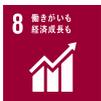
NPO … P66

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。福祉やまちづくり、環境保全等の場面で組織として活動するボランティア団体や公益的な法人のことを指す。

SDGs 対応表

2015年9月の国連総会で2030アジェンダが採択され、2030年までに世界中で達成すべき事柄として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられています。

日本においても、少子高齢化をはじめ、生産年齢人口が急減している地域社会において、地域経済基盤となる地域産業の維持や福祉サービスの担い手確保、老朽化するインフラへの対応等課題が山積しています。そのため、SDGs を取り入れながら未来を構想することによって、持続可能な地域社会を構築していく必要があります。

 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する</p>
 <p>強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

SDGs 対応表

基本施策		目標1 	目標2 	目標3 	目標4 
未来	1 子どもも親も喜びを感じながら育つことができる支援	●		●	
	2 子どもを安心して産み育てることができる環境づくり	●	●	●	
	3 充実した教育の提供		●		●
	4 子どもが快適に教育を受けられる環境の整備				●
	5 若者が池田町で暮らしたくなる取組の推進				●
元気	1 いくつになっても元気に過ごすことができる支援			●	
	2 社会保障制度の安定した運営			●	
	3 障がいの有無に関わらず健やかに暮らせる支援			●	
	4 多様な人々がそれぞれの立場を守って暮らせる取組の推進	●	●	●	
	5 住民全員がいきいきと健康に過ごせる暮らしの推進		●	●	
	6 十分な医療を提供できる体制づくり			●	
活気	1 住民同士の交流と支え合いの活性化				
	2 まちづくりの交流拠点や交流機会の充実				
	3 町外の人々との交流や連携体制の充実				
	4 住民が文化芸術やスポーツに親しむことができる環境づくり			●	●
	5 差別や偏見をなくしすべての住民の人権が尊重されるための取組の推進				●
快適	1 だれもが安心して暮らすことができる環境の整備			●	
	2 住民がいきいきと楽しみながら働くための取組の推進		●		
	3 自然や環境を大切に守るための取組の推進				
	4 環境にやさしいゴミの廃棄や再利用の促進				
	5 暮らしの利便性を向上する公共交通網づくり				
	6 安心して暮らせるための計画的な土地利用の推進				
	7 住民にも環境にもやさしい上下水道の整備				
経営	1 健全で住民から信頼される町政運営				
	2 施設や財源の適切な管理				
	3 住民に寄り添い共に歩むことができる町政運営				
	4 住民に開けた議会活動				

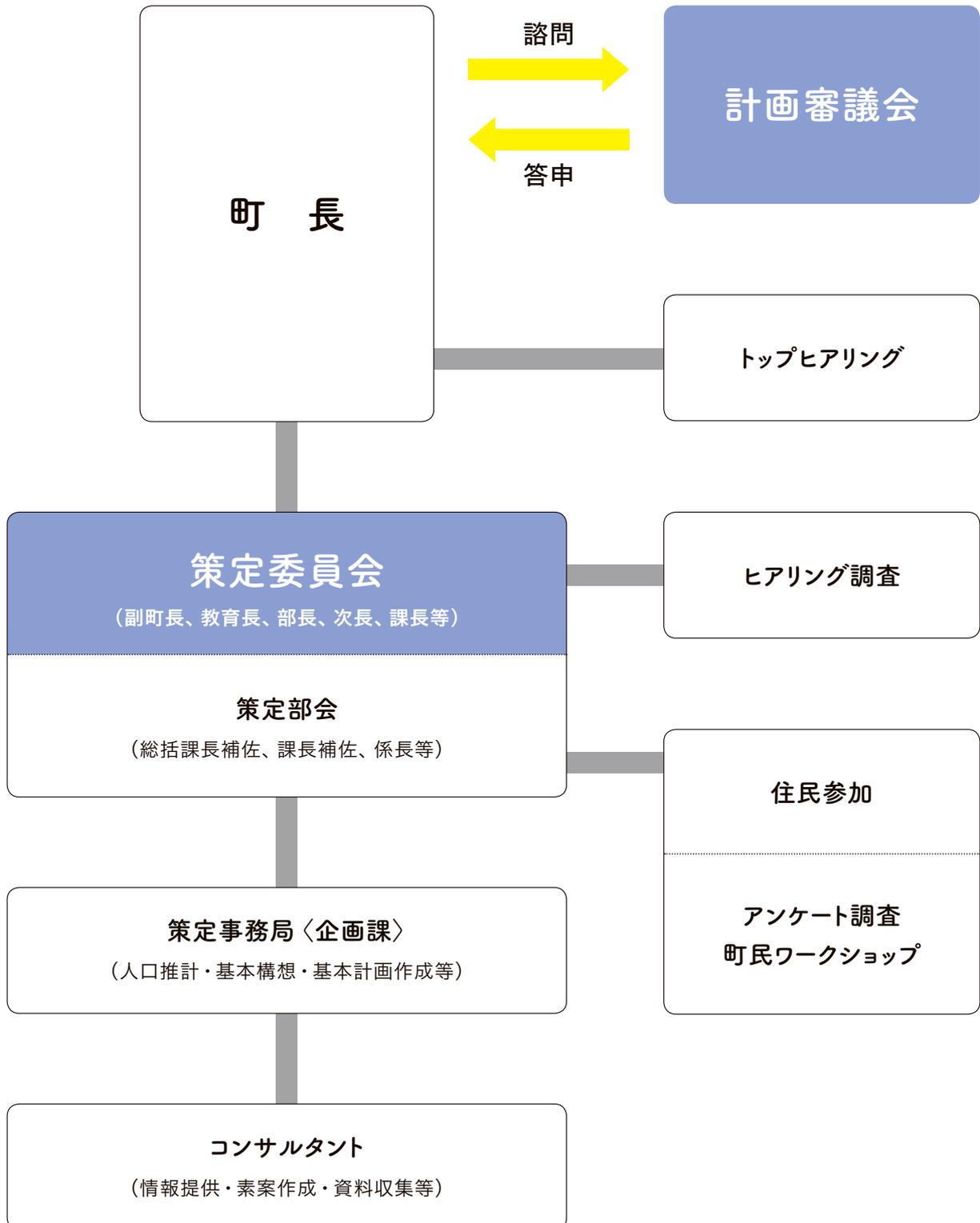
	目標5 	目標6 	目標7 	目標8 	目標9 	目標10 	目標11 	目標12 	目標13 	目標14 	目標15 	目標16 	目標17 
	●											●	
	●					●							
						●							
				●		●							
						●							
						●	●						
						●	●						
						●	●					●	●
				●			●						●
				●		●	●					●	
	●			●		●						●	
							●		●				
	●			●	●	●					●		
		●					●	●	●	●	●		
			●				●	●	●		●		
					●		●						
					●		●				●		
		●			●		●			●			
							●					●	●
							●					●	●
							●					●	●
							●					●	●

計画策定のあゆみ

1

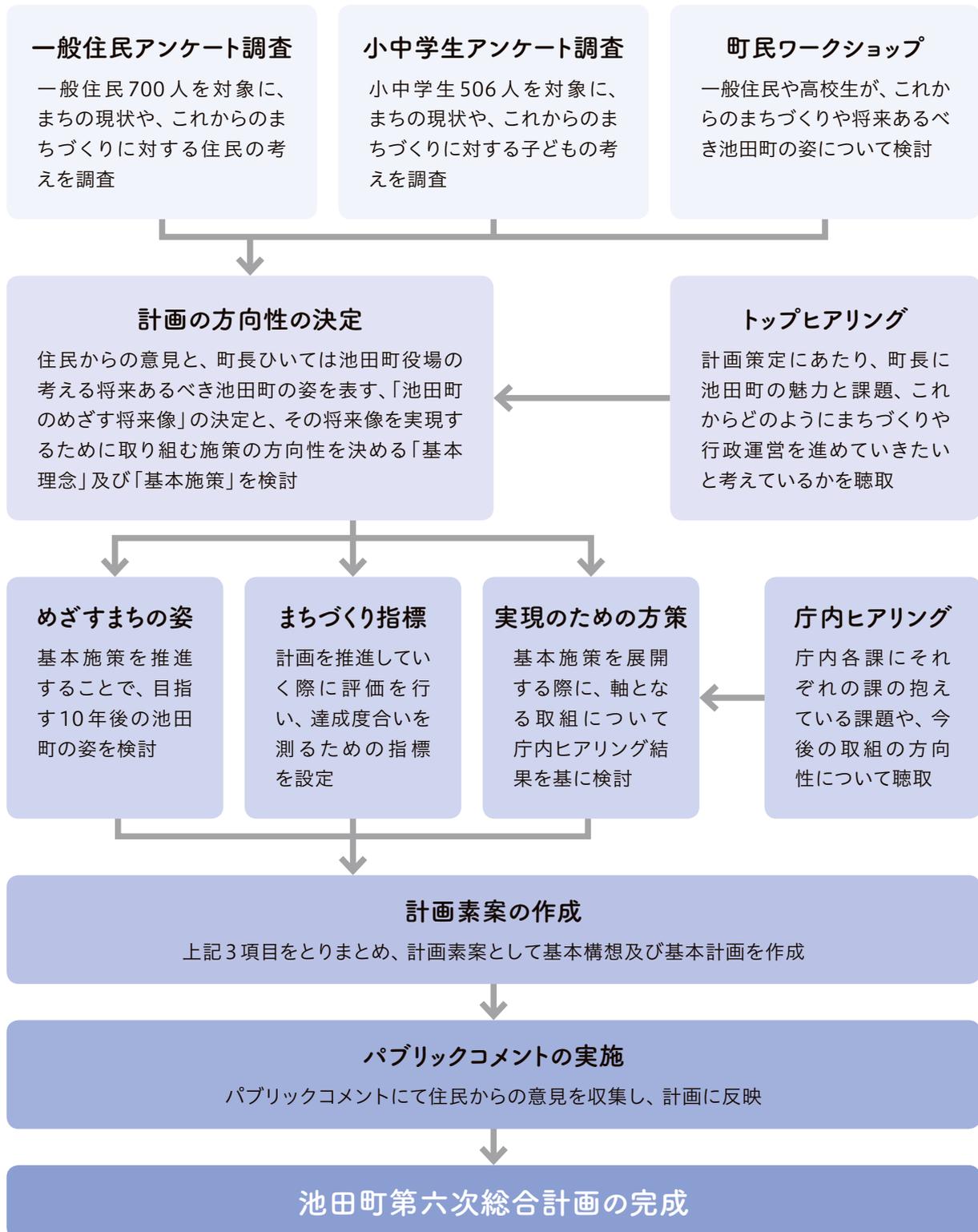
計画策定の体制

本計画の策定体制は以下の図の通りです。



計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、以下の図の流れに従って策定を進めました。



計画策定のあゆみ

3

計画策定の経緯

		計画審議会	庁内議会	町民参加
平成30年度	10月			
	11月			
	12月			
	1月	第1回池田町計画審議会		
	2月		第1回池田町策定委員会	一般住民アンケート調査
	3月	第2回池田町計画審議会		
令和元年度	4月			小中学生アンケート調査
	5月		第2回池田町策定委員会、策定部会	町民ワークショップ「池田未来会議スタートアップカフェ」
	6月			
	7月		第3回池田町策定委員会	
	8月	第3回池田町計画審議会		
	9月		第4回池田町策定委員会	
	10月	第4回池田町計画審議会		
	11月		第5回池田町策定委員会	
	12月	第5回池田町計画審議会		パブリックコメント
	1月	第6回池田町計画審議会		
	2月			
	3月			

池田町計画審議会設置条例

昭和42年12月25日

条例第11号

改正 昭和45年7月22日

昭和63年9月30日条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき池田町計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、池田町計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は、他の地方公共団体の職員
- (5) 団体の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

計画審議会

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長をおき、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年7月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年9月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

池田町計画審議会委員名簿

選任区分	氏名	役職
町議会の議員	岩谷 真海	会長
	野網 義一	
	臼井 幹夫	
	渡辺 幸一	
	重綱 秀次	
町教育委員会の委員	中村 昌秀	
	河村 安泰	
町農業委員会の委員	松井 弘	
国又は他の地方公共団体の職員	高崎 豊	
団体の役員または職員	川瀬 勲	副会長
	石田 正秋	
	松岡 政美	
	森 明	
	山元 司 / 倉地 宏典	8月2日に交代
	竹中 行雄	
	勝野 孝子	
	高橋 千鶴子	
	石原 英博	
	土川 修平	
太田 秀昭		
学識経験を有する者	勝野 邦彦	

計画審議会

3 パブリックコメントの概要

計画審議会において、池田町第六次総合計画の基本構想と基本計画の素案をとりまとめ、承認を得た後に、住民からの意見を広く集めるため、本町のホームページや池田町役場、地区公民館にて計画素案を公開し、本町に在住・通勤・通学している方等から意見を募集しました。

実施概要

募集期間 … 令和元年12月13日(金)から令和2年1月6日(月)まで

対象者 … 町内に在住・通勤・通学している方、町内に事業所等を有する方、または当該計画に関係のある方

資料の閲覧方法 … 池田町のホームページ、池田町役場(企画課)、地区公民館6カ所(八幡、西、中、東、宮地、養基)

募集内容 … 池田町第六次総合計画の基本構想・基本計画(案)に対する意見

提出方法 … 「意見提出用紙」の直接持参(役場2階企画課)、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

以上の内容で募集を行いました。寄せられた意見はありませんでした。しかし、アンケート調査やワークショップ等で住民からの意見を取り入れつつ、計画を策定しており、今後も住民と行政が協働しながら計画の推進に努めます。

4 計画審議会に対する町長の諮問

池田町計画審議会
会長 岩谷 真海 様

池企第 261 号
平成31年1月25日

池田町第六次総合計画について(諮問)

池田町長 岡崎 和夫

本町の新たなまちづくりの指針となる池田町第六次総合計画の策定について、池田町計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

令和2年1月30日

池田町長 岡崎 和夫 様

池田町計画審議会
会長 岩谷 真海

池田町第六次総合計画について(答申)

平成31年1月25日付をもって諮問を受けました「池田町第六次総合計画(案)」について各委員は幅広い、専門的見地から意見を申し述べ、慎重に審議を重ねて参りました。

この基本構想実現のため、計画実施にあたっては、広く町民から寄せられた意見や当審議会における意見を十分に尊重し、池田町のめざす将来像「ぬくもりがあふれるまち 池田町」をめざし、将来にわたって住みよい池田町をつくりあげるために、町民のニーズに基づく5つの理念と重点プロジェクトに29の施策を実現すべく、成果志向の行政経営と協働型マネジメントサイクル、SDGsを活用され、町民と一体となって力強いまちづくりを進められるよう、次の事項を重要施策として、別添の基本構想、基本計画を答申します。

記

- ・子どもや若者が健やかに育つことができるまちづくり
- ・多種多様な人々が元気に暮らすことができるまちづくり
- ・町内外で活発な交流が行われるまちづくり
- ・暮らしが快適かつ豊かであり、安心・安全に暮らせるまちづくり
- ・住民と協働し、スリムで健全な町政の運営が行われるまちづくり

池田町総合計画策定委員会

池田町総合計画策定委員会設置要綱

平成31年1月30日

要綱第2号

(設置)

第1条 池田町総合計画案を調査検討するため、池田町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長、副委員長は総務部長とする。

3 委員は別表に掲げる者とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 策定委員会においては、委員長が議長となる。

3 策定委員会は、会議の際、議事に関係のある職員を出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(策定部会)

第5条 策定委員会に池田町総合計画策定に関する事項の調査検討を補助させるため、策定部会を置く。

2 策定部会は、委員長が指定した者をもって構成する。

3 策定部会は、会議の際、議事に関係のある職員を出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会及び策定部会の庶務は総務部企画課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

	氏名	役職
委員長	牛嶋 勝一	副町長
	国枝 磨須美	教育長
	野原 祐治	総括部長兼産業課長
副委員長	遠藤 一美	総務部長兼総務課長
	野村 政光	民生部長兼健康福祉課長
	太田 輝美	建設部長兼建設課長
	安田 誠司	水道部長兼水道課長
	林 一彦	教育委員会事務局長(部長兼学校教育課長)
	中野 悟	池田町大野町学校給食センター協議会事務長(部長)
	久保田 秀輝	次長兼住民課長
	岡崎 弘晃	次長兼保険年金課長
	河村 隆	池田温泉総支配人(次長)
	小川 孝文	企画課長
	野網 裕由記	税務課長
	加納 豊文	環境課長
	小川 祐貴子	保健センター所長(課長)
	宮川 加奈子	会計管理者兼会計課長
	横幕 大祐	社会教育課長
	小林 健	総合体育館長(課長)
	松原 淳	図書館長(課長)
	市川 尚武	議会事務局長
	高橋 直樹	養基組合事務局長

池田町第六次総合計画

発行年月 令和2年3月

発行 池田町

編集 総務部企画課

〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1

Tel 0585-45-3111 Fax 0585-45-8314

HP <https://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/>